

徳島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年四月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
189	沖ノ洲埠頭	徳島市北沖洲二丁目七番二地 先から 同 地先まで 六五番一	二五四・〇	令和六年四月十八日